

第18回京都市奨学金等返還事務監理委員会

開催日：平成29年12月14日

○事務局（土井部長）

時間になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、また寒さの厳しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから、第18回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

既に御承知のとおり、この委員会は、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて、透明性、客観性、公平性を担保していく必要があるということで、第三者の視点から客観的な審査を行っていただくこと等を目的として、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例の規定に基づき、設置されたものでございます。

このため、当委員会の会議は原則として公開とさせていただいております。傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

また、お手元に配布しております委員会資料のうち、参考資料として添付しております第17回委員会の了解事項及び議事録につきましては、既に、藤原委員長に御了解をいただいたうえで、私どもの人権文化推進課のホームページで公表をさせていただいております。この点につきましても、御了承をお願いいたします。

それでは、議事の進行につきましては、藤原委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤原委員長

それでは始めさせていただきます。

最初に、本日の委員会につきまして、定数4名中4人の委員が出席されており、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第5条第3項の規定に

より、定足数である過半数を超えておりますので、会議が有効に成立していることを確認いたします。

それでは、議事に移りたいと思います。

本日の議事につきましては、事務局から報告事項が1件あります。

「奨学金等返還事務の取組状況」について、事務局、報告をお願いします。

○事務局（中島課長）

事務局を務めております人権文化推進課事業調整担当課長の中島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは座らせていただきまして、説明をさせていただきます。

資料を1枚おめくりいただきまして、資料の1ページ、資料1をご覧ください。

「奨学金等返還事務の取組状況」を平成29年9月末日現在でまとめさせていただいております。平成28年度返還分、すなわち平成28年10月1日から平成29年9月30日までの1年間が経過した時点ということになります。

まず「1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」でございます。

「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」を人数ベースでまとめております。「①借受者」の人数1,404人に対する返還手続の状況でございますが、「②返還猶予」の方が1人おられます。平成28年度返還分について、在学中のため猶予決定を受けておられる方でございます。

次に、「③返還免除」でございますけれども、1,198人おられます。平成28年度返還分について免除決定を受けておられる方でございます。具体的に申しますと、平成28返還年度に免除決定を受けられた方、それから平成27返還年度以前に平成28年度返還分も含めて免除決定を受けておられる方の合計でございます。

それから、「④返還請求」でございますが、205人おられます。返還猶予又は返還免除

のどちらにも当たられない方でございます。

この返還請求の内訳でございますけれども、まず「返還済」の方が１８３人おられます。注１に記載しておりますとおり、奨学金の全額を返還された方、及び平成２８年度返還分までを完納されている、すなわち滞納がない方でございます。

次に、「未返還」でございますが、これは平成２８年度返還分について、まだ返還が完了されておられない方ということになります。この「未返還」を二つのカテゴリーに分けておりますが、一つは「滞納」の２２人でございます。注３を御覧ください。この２２人でございますが、平成２８年度返還分から新たに滞納となられた方が２１人おられます。残る１人の方については、平成２７返還年度以前の返還分を含めての滞納者でございます。

内訳でございますけれども、「返還金未納付」が２１人おられます。返還をしていただくことについて同意をいただいておりますが、まだ返還金の支払いのない方でございます。残り１人の方は所在不明の方でございます。

「返還協議未了」、すなわち返還手続を行うことについて合意が整っていないか、又は免除申請を行う予定でおられますけれども、まだ申請をいただいていない方は今回おられませんでした。

上の表に戻りますけれども、未返還のうちのもう一つである「滞納なし」でございます。前回の第１７回監理委員会資料において、この「滞納なし」には、１４１人の方がおられましたが、４月から９月末までの半年間で手続が進みまして、１４１人の方については返還猶予が１人、返還免除が１９人、返還済が１０３人、滞納が１８人という結果になりましたので、「滞納なし」は０人となっております。

以上が「（１）借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）」についての御説明でございます。

続きまして「（２）督促・催告の実施状況」についてでございます。

ここで、督促・催告について若干説明をさせていただきます。資料の８ページをご覧ください。

さい。そちらに参考2として、「奨学金返還手続に係る当面のスケジュール」をまとめております。

改めてになりますけれども、督促と申しますのは、新規滞納者の方に対して、履行期限経過後、3か月後に実施しているものでございます。履行期限が9月末になりますので、10月1日から起算して、12月に督促を行っております。

催告と申しますのは、督促を出したあと1年間かけて4回、催告を3か月ごとに実施しております。なお、催告の2回目以降につきましては、保証人に対しても実施をしております。

特別催告と申しますのは、催告を4回目まで出しても、なお返還手続に応じていただけない方について、年2回、6月と12月に行っているものでございます。この特別催告につきましては、保証人に対しても実施をしております。

なお、後ほど触れさせていただきますが、前回の第17回監理委員会で報告させていただきましたとおり、今年度は履行期限の到来後に滞納金額が50万円を超える見込みの方はおられないため、訴訟提起に向けた意見聴取は予定しておりません。

それでは、もう一度、資料の1ページにお戻りください。

前回の第17回監理委員会で報告させていただきましたとおり、平成29年3月末日現在で、平成19年度から平成27年度までの返還分にかかる滞納者の方は4人おられました。4人の内訳については、新規滞納者の方が3人、継続滞納者の方が1人でございます。

それぞれ種別ごとに説明をさせていただきます。

まず、「ア 新規滞納分」についてでございます。

この新規滞納分は、平成28年9月末日の履行期限が経過して、新たに滞納となりました平成27年度返還分の滞納者でございます。その方が平成29年3月末日現在で3人おられましたが、4月以降、滞納者の方と面談をさせていただきまして、催告の発行日まで返還手続を行われた方が2人おられます。3人からこの2人を除いた1人が催告の対象

となりますけれども、この1人の方は相談中であったために、催告は実施しておりません。’

続きまして「イ 継続滞納分」についてでございます。

平成26年度以前の返還分で、既に滞納のある方が平成29年3月末日現在で、1人おられました。この1人の方についても相談中であったために催告は実施しておりません。

続きまして資料の2ページをご覧ください。

「(3) 今後の裁判手続対象者の見込み」でございます。

滞納額が50万円以上であること、あるいは、消滅時効を迎える日から1年以内の債権を滞納していることが裁判手続対象者となる要件でございますが、先ほども述べさせていただきましており、平成29年9月末日時点におきまして、当面、裁判手続対象者となる滞納者はおられない見込みでございます。

続きまして「(4) 平成28年度返還分にかかる免除、猶予及び返還請求の状況」でございます。こちらは件数ベースでまとめております。

平成28返還年度について、「対応件数」は1,689件、金額にして1億2,597万9千円でございます。この対応件数と申しますのは、平成28年度返還分について、返還猶予、返還免除、返還請求のいずれかを行う必要がある総件数でございます。高校と大学の二つを利用されている方については、2件とカウントしております。

まず、「返還猶予」でございますけれども、平成28年度返還分について猶予決定をした方は2件ございました。

次に、「返還免除」が1,472件、金額にして1億1,071万1千円でございます。平成28年度返還分について免除決定をした件数でございます。過去に免除決定を行い、平成28返還年度も免除中である件数も含まれております。

最後に「返還請求」でございますけれども、これは「返還猶予」でも、「返還免除」でもないという件数でございます。215件、金額にして1,507万8千円でございます。

このうち「収入」が187件、金額にして1,407万8千円、「未収入」が28件、金額にして100万円となっております。

内訳でございます。「返還猶予」の内訳については、2件とも在学中のためでございます。

「返還免除」については、死亡のためが1件、所得が基準以下のためが1,471件となっております。

履行期限の延長の状況については、返還請求215件の内数でございますが、所得が基準以下のためが55件、42人となっております。

改めてになりますけれども、この履行期限の延長と申しますのは、所得が免除基準である生活保護基準の1.5倍以下には該当せず、返還免除とはなりませんが、経済的な負担に配慮いたしまして、総返還金額は変更しないものの、返還期間を延長することによって、1年あたりの返還金額を最大半額にする措置をとっているものでございます。

引き続きまして、資料の3ページをご覧ください。

「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権にかかる免除の状況（平成28年度決定分）」、すなわち一律免除の状況について御説明させていただきます。

期限到来による一律免除につきましては、履行期限が到来した債権ごとに、免除を年度末に行っておりますので、数字は、前回第17回の委員会の資料と全く同じとなっております。従いまして、説明は省略させていただきます。

また、借受者がお亡くなりになられた場合には、判明した時点で死亡者免除として返還残額の一括を免除しておりますが、今回、該当される方はおられませんでした。

続きまして、資料の4ページをご覧ください。

「(参考1) 年度別の免除、猶予及び返還請求の状況(平成29年9月末日現在)」でございます。初めに「1 平成13年度以降に返還始期を迎えた債権にかかる取組状況」についてでございます。これは先ほど2ページで「1 (4) 平成28年度返還分にかかる免除、猶予及び返還請求の状況（件数ベース）」を御説明させていただきましたけれども、平成1

9年度返還分から平成27年度返還分までの過去のストックの情報でございます。これを一覧としてまとめております。

続きまして、資料の5ページ、6ページをご覧ください。

5ページ、6ページには、これまで返還猶予を行ってまいりました事由別の内訳の件数を年度ごとに記載しております。

6ページは、返還免除の事由別の内訳の件数を年度ごとに記載しております。

続きまして資料の7ページをご覧ください。

「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権にかかる免除の状況」でございます。平成19年度返還分から27年度返還分までの数字をまとめさせていただいております。

「(1) 条例第3条第1項の規定に基づく免除」、すなわち一律免除が上の表でございます。それから「(2) 条例第3条第2項第1号の規定に基づく免除」、すなわち死亡による免除が下の表となります。

二つの表ともに、数字は前回、第17回監理委員会の資料と全く同じとなっております。従いまして、こちらも説明のほうは省略させていただきます。

最後になりますが、特別な事情による返還猶予につきましては、平成29年4月以降に行いました事例はございませんでした。従いまして、今回についても、特別な事情による返還猶予決定の状況の報告はございません。

少し長くなりましたけれども、平成29年9月末日現在の奨学金等返還事務の取組状況のご説明については以上でございます。

○藤原委員長

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、委員の皆様から何か質問等はございますでしょうか。

○木田委員

御説明ありがとうございました。少し教えていただき点がございます。

資料の４ページのほうに、「１３年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況」ということで、資料をいただいております、いちばん右側の欄に未収入という欄がございます。全部見ますと、５０万ちょっとあるかなと思うんですけども。これは、今後どのような対応を取られていかれる予定、計画かというところをぜひ教えていただければと思います。

○事務局（中西課長）

事業推進担当の中西でございます。先生がおっしゃったのは４ページ、右の未収入というところでございます。これにつきましては、恐縮ですが１ページを見ていただきますと、上段の表の下、注２に記載のとおり、過去に滞納がある方が４名いらっしゃいます。それから、（２）イに記載のとおり、継続滞納の方が１名いらっしゃるということで、合計５名の滞納者がいらっしゃいます。

この各年度の滞納者の滞納額の合計が、この未収入の額になっております。

なお、これらにつきましては、１０月以降も順次納付をいただいております、平成２７返還年度分につきましては、既に未収入が解消しております。２６返還年度以前の滞納分についても、分納誓約をいただいております、納付をいただいておりますので、少しずつ減少していくというものでございます。

○木田委員　ありがとうございます。

○事務局（中島課長）

補足になりますけれども、今、木田委員が言われました未収入のところの件数と金額は、

現在で5人、57万6千円ぐらいの合計になっておりますけれども、この1～2年で滞納者の減少に伴いまして、この未収入の人数・金額ともかなり減ってきております。

2年前の第14回委員会のときに御報告させていただいております数字では、未収入は143件、金額にして1,193万3千円という合計になりますし、1年前の第16回委員会で報告させていただいたときには、49件、529万2千円ということでございましたので、この未収入の件数・金額とも減ってきているということでございます。

○藤原委員長

ありがとうございました。ほかに何か御質問、ございますでしょうか。

○宮川委員

一つ教えてほしいのですが、1ページで(2)アとイのところで、督促・催告の実施状況の中で、相談中の方があったため、督促と催告は実施しなかったというくだりが、新規滞納分と継続滞納分の双方に記載があります。

一方で、御説明いただいたように8ページにありますような、当面のスケジュールから見ますと、督促と催告の予定、スケジュールがある程度きっちり決められています。

相談中ならば督促も催告も実施しないというのが、初期のころなら分かるような気もしますが、これがずっと相談中だから催告も実施しないというのはどうなのでしょう。26年度以前の返還分となると、もう特別催告を本来は行うぐらいのスケジュール感なのかなという気も一方ではします。相談中だから、予定の督促・催告を実施しないというつながりが少しわかりにくいようにも感じますので、説明が受けられるのであればお願いしたいと思います。

○事務局（中西課長）

相談中としております督促や催告を実施しなかったものは、細かく見ますと、過去にはいろいろなケースもございました。けれども、基本的には返還に向けたお話を詰めておりましたり、例えば免除手続に入っておられて、書類不備等で補正をお願いしているというような、滞納解消に向けた具体的なお話が進んでおりまして、ここで督促状や催告書を渡すことにこだわり過ぎますと、かえって悪影響で返還が滞るというケースがございます。こういった場合に、例外的に督促状や催告書の交付を控えたものでございます。

今回の新規滞納分及び継続滞納分についても、具体的に滞納解消に向けたお話をしておりますが、催告書を発行する時期にはまだ滞納が解消されるまでには至っておりませんが、必要なお話はしっかりできておりましたので、催告書を渡す必要までではないと判断したものでございます。

なお、今回催告を実施しなかった新規滞納分及び継続滞納分の両ケースにつきましては、現在は滞納を解消しております。

次に、ご指摘の点、督促をしっかりしたうえで相談すべきというお話でございます。我々としてもそのように考えておりまして、本年３月には、本市の債権管理条例が施行されておりまして、一層適切な債権管理が求められるようになったこと、加えて、これまでの取組で、例外的に催告書を渡していなかったような事例につきましても、解消ができ、今後は新たに発生する新規滞納の方という形になったこと、このような状況を踏まえまして、この平成２９年１２月に実施した督促からは、滞納解消に向けた話が進んでいるかどうかに関わらず、一律に督促・催告を行いまして、そのうえで御相談に応じていこうということにしております。

○藤原委員長

ありがとうございました。ほかにもございますでしょうか。

○玉置委員

今日は本当に丁寧な説明，ありがとうございました。先ほどお二方から質問が出たことと少し関連するかと思います。

現時点で滞納状況が減少してきているということも踏まえ，債権管理条例にのっとりこれから督促や催告についてもしっかり行ったうえで，借受者の方と丁寧に話し合いを進めていくという御説明だったと思います。ありがとうございます。

今回の説明をお聞きしながら，私自身が思ったことですが，今回の資料にはないことでもよろしいでしょうか。

本日の資料には盛り込まれていませんが，2回ほど前の委員会で，債権の特別な事情がある場合の猶予について，従前のパターンでいくとA，B，Cという類型があったものを，見直しをしていくということで，新たに修正Cをおき，またDという類型が盛り込まれたということがございます。それらの背景のことを少し確認させていただきたいと思います。

今回，いろいろなことが御尽力のもとに一つ一つ，前進はしてきているというふうには理解させていただいておりますけれども，やはり回数を重ねるごとに，いろいろな基準が整理をされたり，あるいは個別に特別な事情というようなことの審査がなされたりということで，一定，落ち着いているのかなというふうに思っております。

そして，この間には裁判についても，最高裁にて上告が棄却されまして，判決が確定したという状況まで至っております。

そのような中で，私は人権擁護委員という立場で出させていただいております。先ほどお答えいただいた二つ目のほうの答えも，いろいろなことに対して配慮されてきた，そのあらわれかなと思っております。まず関係性を非常に重視させていただいて，当事者の方々の人権に配慮をされた取組をしてこられたということで，丁寧な対応をしていただいているというふうに思っております。

しかし，この問題にかかわりましては，まだまだ，何らかの人の尊厳といわれるような

もの、そういったことが解消されているわけでもありませんし。いわゆる差別ということに直面されることがまだまだ多いです。

特に今日、情報化社会の進展ということで、新たな課題も出てきて、対応もしなければいけないという中であって、やはりこの問題に関する対応というのは慎重、丁寧にしていく必要があるというふうに思っております。

そんな中で、実際に特別な猶予というところをもう一度振り返りましたときに、新たに修正されたC、そしてDという類型なんですけど、そういう事例が今後増えてくるのかなと思っておりまして、それは借受者と連帯保証人、連絡対象者の方々との関係性の中においてですけども、親御さんたちの高齢化に伴いまして、やはり新たに、これからは借受者に直接説明をしていくケースというものも徐々に増えてくるのではないかと思いますので、その際に、もう一度、これは裁判のときにもずっと言い続けてきたことだとは思いますが、やはり人権ということに対して慎重に配慮していただきまして、そして、その方々の置かれている社会的立場であるとか、御家庭のいろんな事情であったりとかというのをきちんと配慮していただいた上で慎重に、債権管理条例ができたからといって、一律的、機械的にするのではなくて、慎重に対応していただきたいのと、丁寧に対応していただきたいというふうに考えております。

そのあたりについて、おそらくこれまでどおりしていただけたとは思いますが、引き続きの対応をお願いしたいと思います。

また、現時点でそういう状況にいらっしゃる方が、実際にいらっしゃるのかどうかというのを分かる範囲で教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（中西課長）

先生の御質問につきましては、まず特別猶予の類型である修正C、Dというお話がございました。従来の連絡対象者、主には親御さんになると思うんですけど、まず親御さんに対

応をさせていただいていて、親御さんとうまく連絡がつかない、又はそんな状況で本人にかわっていくということについて、どう配慮していくのかという御質問かと思います。

それについてお答えさせていただきます。

まず基本的なこの返還請求の性格というのは、金銭消費貸借契約に基づくものでございますので、借受者御本人に対して貸与した金銭の返還を請求するというものでありますし、また借受者御本人の権利擁護という観点からも、借受者御本人に対して債権債務関係の存在や返還状況をお伝えするとともに、免除申請等取りうる手続についても、十分に周知すべきであると考えております。

しかしながらその一方で、貸与の事実が明らかになることによって、新たな人権上の問題が生じるようなケース、借受者御本人が貸与の事実を御存じない場合や、さらには新たな家族ができて、家族への説明がされていない場合においては、一層の留意が必要であると考えております。

このため、連絡対象者が御本人以外、親御さんの場合で考えますと、家庭内の状況に十分に配慮せずに、債権管理上必要であるということのみで、本市が直接借受者御本人に対して御連絡をさしあげるとするのは適切でないと考えております。まず、父母との日頃の面談をさせていただくなかで、御本人について配慮の必要な状況にいらっしゃるのかどうかというのをしっかり聞き取りをさせていただきます。それから、不測の事態が生じたような場合について、こうしてほしいというお話がありました場合につきましては、しっかりとそれを記録いたしまして、誰にどういうふうに接触をはかっていくのかというようなことを私どもがしっかり把握して対応するようにしております。

また、お父様、お母様が健康上の課題等がございまして、引き続き手続が困難であろうというような場合につきましては、十分に御相談し御理解いただいた上で、まずお父様、お母様のほうから借受者御本人のほうに、御説明や御相談や、また連絡をしていただいて、その上で御本人との接触をはかるようにしております。

しかし、万一、お父様お母様に不測の事態があった場合、また御連絡をさせていただくことについて御協力が得られないような場合につきましては、御本人以外には伝わらないように、連絡方法等については十分に状況確認したうえで配慮して対応するように努めております。

もし、特定の連絡方法が見当たらない場合につきましては、人権文化推進課という名称ではなく、くらし安全推進部という名称で、郵便を親展で御本人あてに、当方へ御連絡をいただきたいという内容でお送りさせていただいて、御連絡をいただいた上で、お話をさせていただくということにしております。

御本人にお会いした際に、御本人以外に情報が伝わらないようにお話をさせていただくというような配慮をさせていただいております。その上で、一つ一つ丁寧に御説明をさせていただくということで配慮をいたしております。

○事務局（中島課長）

少し繰り返しになるかもしれませんが、玉置委員が冒頭に言われました特別猶予は、2年前の第14回の監理委員会で見直しをさせていただきまして、これまで使っていた類型、例えば奨学金の制度について検討するような時間はなかった場合であったり、制度自体を正確に理解できずに重大な誤解をしていたというケースが旧類型の中にはございましたが、それらを適用するような例は今後ないだろうということ、もう一つは、先ほども言われました保証人の方の高齢化、それと借受者御本人がこの奨学金の制度を全くご存じない場合がある、そのあたりを考慮していかないといけないということで、修正CとDを新たな類型として設けたということでございます。

昨年の9月末までに旧類型の適用というのをすべて行いまして、昨年の10月以降は新類型でという形で行っていますけれども、たまたまこの特別猶予を適用するような事例がなかったものですから、新類型の適用はしてきておりません。

それと借受者、保証人全般にかかわるお話でございますけれども、現在、保証人の方が50代後半から60代前半ぐらいの年齢になっておられます。それから借受者御本人がだいたい20代後半から30代後半ぐらいの年齢を迎えておられます。10年経てば、それぞれ保証人の方も借受者御本人も10年加齢をしてくる形になります。貸付当時の経過、それから人権上の配慮という面から、免除と返還を合わせまして、手続きを行っていたのは保証人の方が約9割、借受者御本人が1割です。これが現在の状況でございますけれども、今後、年数が経っていったら、保証人の方が例えば御不幸がございまして亡くなられたような場合には、本人対応に切り替えていかざるを得ないという状況が生じてまいります。

過去の第6回の監理委員会におきましても、借受者御本人への対応と保証人への対応については、貸付当時の経過と人権上の配慮を行っていくために、原則として保証人の方に対応していく、やむを得ず本人対応するときについては、慎重に対応していくことになっております。

その趣旨を踏まえて、これまで本人対応しているケースはそんなにございませんけれども、慎重に対応させていただいておりまして、特に問題になっていることはございません。ただ今後、保証人対応から本人対応のほうに切り替えていかざるを得ないケースは、すぐということではございませんが、長期的に見た場合には出てくるのが予想されます。その際には、これまでと同様に本人対応をさせていただくときには、新たに配偶者、子供さんと新たな家庭を築かれているケースが多いことが予想されますので、慎重に対応をしていかなければならないと考えております。

○事務局（中西課長）

具体例を基に申しますと、制度によりますと5年間免除になるものですから、免除があるときに、御連絡をさしあげる必要があります。前回はお父様が手続きをされていたの

ですが、お父様が亡くなられたので、今度はお母様が連絡対象者になり、お母様がちょっと、なかなか役所の話がわかりづらいという場合に、私どもから、御本人様と一緒に御相談できませんかというようなお話をさせていただいて、御本人様に一緒に入っていただき、その上で免除させていただいたような事例がございます。

これも同じように免除あけのケースですけれども、前回はお父様、お母様に免除手続きをしていただいたんですが、免除あけのときには、お父様もお母様もお亡くなりになってしまっておられたというようなケースです。その場合はたまたまですが、御本人へ直接連絡するメールアドレスがわかっておりまして、それによって御本人へ連絡させていただいて、手続きいただいたというようなケースがございます。やはり、こういうケースが具体的に出てまいっております。

先ほど御説明させていただいたように、丁寧に、人権上の配慮をしながら対応しているというところでございます。

○玉置委員

非常に細かく御説明いただきまして、ありがとうございます。

引き続きそのようにお願いしたいと思いますし、少し長期的な見通しも持ちながら、かつ足元を丁寧にということで、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○藤原委員長

ありがとうございました。ほかに御質問はいかがでしょうか。

それでは、本日予定されていましたが報告案件については以上となります。

せっかくの機会でございますので、全体を通じまして、何かお気付きの点などがございましたら、御意見等お願いしたいと思います。

委員の皆様，何かございますでしょうか。

特にございませんようでしたら，事務局のほうから，最後に報告や連絡事項等がありましたらお願いいたします。

○事務局（土井部長）

失礼いたします。若干，先ほどのお話の続きにはなりますが，ちょうど1年ほど前に部落差別解消推進法という法律ができて，生まれや住んでいる地域によつての差別というのが依然として残っている，特に昨今はインターネット社会ということで，そういうところを舞台として悪質な行為が続いているということで，人権上の配慮をしっかりとやるということ，国のほうでは，議員立法ということで，理念法ではありますが法律ができております。

我々としても，そういう法律ができたということも踏まえまして，この奨学金の事務を丁寧に，そうした被害につながらないように，適正に運営をしてまいりたいと思っておりますので，引き続きよろしくお願いいたします。

本日の第18回監理委員会の議事録についてですが，事務局で案を作成させていただきまして，委員長に改めて御確認いただいたうえで，第17回と同様に，ホームページ等を通じて公表をさせていただきたいと考えておりますので，どうぞよろしくお願い申し上げます。

また，次回の委員会でございますが，平成30年6月項の開催を予定させていただいております。日時等につきましては，改めて調整をさせていただきたいと思っております。

議事については，緊急の案件がなければ，平成29年度返還分の取組状況の御報告を30年6月の会議ではからせていただきたいと思っております。

もし何か緊急の案件があれば，お願いするかと思いますので，その点も含めましてどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○藤原委員長

ありがとうございました。

以上をもちまして、第18回の監理委員会を終了いたします。

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

(終了)